

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日、
翌日翌日)

目次
◇条 例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

条 例

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第一号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年二月鳥取県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第七条の第三項中「二十年以内」を「三十年以内」に改め、「採
用の日」の下に「(第一号に掲げる職に係るものにあつては、採用後人

事委員会規則で定める期間を経過した日)」を加え、同項第一号中「四
万五千元」を「八万円」に改める。

第八条第三項中「千七百元」を「二千二百元」に、「一人について
は」を「二人までについては、それぞれ」に、「千二百元」を「そのう
ち一人については千四百元」に改める。

第十六条の四第二項中「合計額」の下に「(人事委員会規則で定める
管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に百分の
二十五をこえない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額
を加算した額)」を加え、「百分の百、」を「百分の百十、」に改める。

第十六条の五第二項中「合計額」の下に「(人事委員会規則で定める
管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に給料月額に百分の
二十五をこえない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額
を加算した額)」を加える。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一 行政職給料表

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	95,200	—	—	—	45,800	39,500	—
2	99,600	83,600	69,500	56,900	48,400	41,400	31,000
3	104,100	87,200	72,800	59,800	51,000	43,500	32,100
4	108,800	90,800	76,100	62,700	53,600	45,700	33,200
5	113,500	94,500	79,400	65,700	56,300	47,900	34,400
6	118,200	98,200	82,700	68,700	59,000	50,100	36,100
7	122,900	101,900	86,200	71,700	61,600	52,300	37,800
8	127,600	105,600	89,700	74,800	64,100	54,500	39,500
9	132,300	109,300	93,200	77,900	66,600	56,400	40,800
10	136,600	113,000	96,700	81,000	69,100	58,300	42,100
11	140,900	116,600	100,200	84,000	71,500	60,100	43,300
12	144,500	119,800	103,500	87,000	73,900	61,900	44,500
13	147,600	123,000	106,500	89,900	76,300	63,700	45,600
14	150,100	126,200	109,500	92,500	78,400	64,900	46,700
15	152,600	128,500	112,200	94,700	80,500	66,100	47,700
16	155,100	130,800	114,900	96,400	82,000	67,100	48,600
17		133,000	117,000	97,800	83,300	68,100	49,500
18		135,200	119,100	99,100	84,500	69,100	
19			121,100	100,400	85,700	70,100	
20			123,100	101,700	86,900		
21				103,000	88,100		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二 公安職給料表

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	—	—	—	45,100	39,000	—
2	92,200	78,500	58,900	47,800	40,800	36,200
3	95,900	81,800	61,900	50,500	42,800	37,400
4	99,600	85,100	64,900	53,200	45,100	39,000
5	103,300	88,600	67,900	55,900	47,700	40,800
6	107,000	92,100	71,000	58,600	50,300	42,800
7	110,700	95,600	74,100	61,300	52,900	45,100
8	114,400	99,100	77,300	64,000	55,500	47,600
9	118,100	102,600	80,500	66,700	58,100	50,100
10	121,800	106,100	83,700	69,400	60,700	52,600
11	125,400	109,600	86,900	72,100	63,300	55,100
12	128,600	112,900	90,100	74,800	65,900	57,600
13	131,800	116,000	93,300	77,500	68,500	60,100
14	135,000	119,100	96,500	80,200	71,100	62,600
15	137,300	121,900	99,200	82,900	73,600	65,100
16	139,600	124,600	101,900	85,500	76,100	67,500
17	141,800	126,900	104,200	88,100	78,600	69,900
18	144,000	129,200	106,500	90,700	81,100	72,300
19		131,200	108,800	93,100	83,600	74,700
20		133,200	110,400	95,400	86,100	77,200
21		135,200	112,000	97,700	88,600	79,700
22			113,500	100,000	90,900	82,200
23			115,000	101,600	93,200	84,400
24			116,500	103,100	95,500	86,600
25				104,600	97,800	88,800
26				106,000	99,300	91,000
27				107,400	100,700	93,200
28					102,100	94,900
29					103,500	96,400
30						97,800
31						99,100

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三 教育職給料表

イ 教育職給料表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円
1	—	40,900	—
2	81,400	43,800	33,200
3	84,700	46,100	34,400
4	88,000	48,400	35,600
5	91,600	50,700	37,600
6	95,200	53,000	39,700
7	99,000	55,400	42,100
8	102,800	57,900	44,300
9	106,600	60,400	46,500
10	110,400	62,900	48,800
11	114,200	65,900	51,100
12	118,000	68,900	53,400
13	121,700	71,900	55,900
14	125,300	74,900	58,400
15	128,900	78,000	60,900
16	132,500	81,100	63,400
17	136,100	84,200	65,900
18	139,400	87,500	68,300
19	142,700	90,800	70,700
20	146,000	94,000	72,900
21	149,200	97,200	75,100
22	152,200	100,400	77,300
23	155,200	103,600	79,500
24	157,800	106,600	81,400
25	160,400	109,600	83,200
26	163,000	112,500	85,000
27		115,400	86,500
28		117,900	88,000
29		120,400	89,500
30		122,500	90,800
31		124,600	92,100
32		126,700	93,400
33		128,800	94,600
34		130,900	95,800
35		132,500	97,000
36		134,100	98,200
37		135,700	99,400
38		137,300	
39		138,900	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

□ 教育職給料表 (二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	—	35,600	—
2	68,000	38,100	33,200
3	71,000	40,900	34,400
4	74,000	43,800	35,600
5	77,100	46,000	37,600
6	80,200	48,200	39,700
7	83,300	50,400	42,100
8	86,500	52,600	44,300
9	89,700	54,900	46,500
10	92,900	57,300	48,700
11	96,100	59,700	50,900
12	99,300	62,200	52,900
13	102,500	65,100	54,900
14	105,500	68,000	56,900
15	108,500	70,900	58,900
16	111,400	73,800	60,900
17	114,300	76,800	62,900
18	116,800	79,800	64,900
19	119,300	82,800	66,700
20	121,500	85,500	68,500
21	123,700	88,100	69,700
22	125,900	90,700	70,900
23	128,000	93,100	72,100
24	130,100	95,300	73,200
25	131,700	97,200	74,300
26	133,300	99,100	75,400
27	134,900	101,000	76,500
28	136,500	102,900	
29	138,100	104,800	
30		106,600	
31		108,400	
32		110,000	
33		111,600	
34		113,200	
35		114,700	
36		116,200	
37		117,600	
38		119,000	
39		120,400	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第四 研究職給料表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	—	—	40,600	34,400
2	—	—	42,800	36,200
3	—	—	45,100	38,000
4	98,600	68,100	47,900	39,800
5	103,100	71,800	50,700	41,800
6	107,600	75,500	53,500	44,000
7	112,200	79,200	56,400	46,500
8	116,900	82,900	59,400	49,000
9	122,100	86,600	62,400	51,700
10	127,300	90,200	65,400	54,400
11	132,500	93,700	68,400	57,100
12	138,000	97,200	71,500	59,900
13	143,500	100,700	74,600	62,800
14	149,000	103,900	77,700	65,700
15	154,500	106,900	80,700	68,300
16	159,800	109,700	83,700	70,900
17	165,100	112,300	86,700	73,200
18	170,400	114,600	89,400	75,500
19	175,100	116,900	92,100	77,800
20	179,800	119,200	94,800	79,800
21	183,900	121,300	97,400	81,600
22	187,700	123,400	99,200	83,400
23	191,500	125,400	101,000	84,900
24	194,300	127,400	102,800	86,300
25	197,100	129,400	104,500	87,600
26		131,300	106,200	88,900
27		133,200	107,900	
28		135,100		

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五 医療職給料表

イ 医療職給料表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	127,100	94,100	—	53,200
2	131,900	98,600	80,800	56,800
3	136,700	103,100	85,100	60,400
4	141,500	107,900	89,600	64,000
5	146,300	112,700	94,100	68,200
6	151,000	117,500	98,600	72,400
7	155,700	122,300	103,100	76,600
8	160,100	127,100	107,700	80,800
9	164,500	131,900	112,300	85,000
10	168,900	136,700	116,900	89,200
11	173,300	141,500	121,500	93,400
12	177,600	145,700	125,300	96,700
13	181,900	149,900	129,100	100,000
14	186,200	154,100	132,700	103,200
15	189,900	158,300	135,900	106,400
16	193,500	161,500	139,100	109,600
17	197,100	164,700	142,300	112,800
18	199,900	167,900	145,500	116,000
19	202,700	170,400	147,500	118,200
20		172,900	149,500	120,400
21		175,300	151,400	122,000
22		177,700	153,300	123,600
23		180,100	155,200	125,200
24			157,100	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	98,500	72,500	51,600	40,500	34,400	—
2	103,200	76,000	54,400	42,400	36,200	32,100
3	107,900	79,500	57,200	44,500	38,000	33,200
4	112,700	83,000	60,100	46,700	39,900	34,400
5	117,500	86,700	63,000	49,000	41,800	36,100
6	122,300	90,400	65,900	51,400	43,900	37,800
7	127,100	94,100	68,800	53,800	46,100	39,500
8	131,600	97,700	71,800	56,400	48,200	40,900
9	135,900	101,200	74,900	59,000	50,300	42,100
10	139,900	104,700	78,000	61,600	52,400	43,100
11	143,900	107,600	81,100	64,100	54,500	44,100
12	147,100	110,500	84,100	66,600	56,400	45,000
13	149,900	113,100	87,100	69,100	58,300	45,900
14	152,400	115,700	90,000	71,500	60,100	
15	154,900	117,900	92,500	73,900	61,900	
16	157,400	120,100	95,000	76,300	63,700	
17	159,900	122,200	96,800	78,400	64,900	
18		124,300	98,400	80,500	66,100	
19		126,300	99,800	82,000	67,100	
20		128,300	101,200	83,300	68,100	
21			102,600	84,400		
22			104,000	85,500		

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表 (三)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
1	83,000 円	62,600 円	51,800 円	38,200 円	32,800 円
2	86,300	65,400	54,300	40,000	34,100
3	89,600	68,200	56,900	41,900	35,500
4	93,000	71,100	59,500	43,800	36,900
5	96,400	74,000	62,100	45,700	38,400
6	99,800	76,900	64,700	47,700	40,200
7	103,200	79,800	67,300	49,700	42,100
8	106,600	82,700	69,900	51,700	44,000
9	109,900	85,600	72,500	53,700	45,900
10	113,200	88,500	75,100	55,700	47,800
11	116,200	91,300	77,600	57,700	49,700
12	119,200	94,100	80,100	59,700	51,700
13	122,200	96,700	82,600	61,700	53,700
14	124,700	99,300	84,700	63,700	55,700
15	127,000	101,400	86,800	65,700	57,600
16	129,300	103,500	88,600	67,200	59,200
17	131,300	105,600	90,200	68,700	60,800
18	133,300	107,300	91,800	70,200	62,000
19	135,300	109,000	93,400	71,700	63,200
20		110,700	94,600	73,200	64,200
21		112,200	95,800	74,300	65,200
22		113,700	97,000	75,400	66,200
23		115,200	98,200	76,400	67,200
24		116,500		77,400	
25		117,800		78,400	
26		119,100		79,400	

備考 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
 第八条に次の一項を加える。

4 職員が児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当の支給を受ける場合において、当該児童手当に係る同法第四条第一項の支給要件児童（以下「支給要件児童」という。）のうちに当該職員の扶養親族たる者が三人以上あるときは、当該職員の扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、四百円に同法第六条第一項の規定による当該児童手当の額の算定の基礎となる数（その数が当該児童手当に係る支給要件児童のうちの扶養親族たる者の数から二を減じた数をこえるときは、当該支給要件児童のうちの扶養親族たる者の数から二を減じた数）を乗じて得た額を減じた額とする。

第十一条の二第二項中「第八条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第三条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号を次のように改める。

十 夜間定時制業務兼務職員の特殊勤務手当

第二条中第四十号を第四十一号とし、第十四号から第三十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 多学年学級担当業務従事職員の特殊勤務手当

第二条中第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 乗船実習指導業務従事職員の特殊勤務手当
 第二条に次の一号を加える。

四十二 公立学校特殊業務従事職員の特殊勤務手当
 第十六条を次のように改める。

（夜間定時制業務兼務職員の特殊勤務手当）

第十六条 夜間定時制業務兼務職員の特殊勤務手当は、教育職員が全日制課程の授業と夜間において授業を行なう定時制課程の授業とを兼務したときに支給する。

2 前項の手当の額は、授業一時間につき四百円とする。

第十七条を次のように改める。

（乗船実習指導業務従事職員の特殊勤務手当）

第十七条 乗船実習指導業務従事職員の特殊勤務手当は、教育職員が実習船に乗り組み、航海中に生徒の実習指導に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、実習指導に従事した日一日につき八百円とする。

第十九条（見出しを含む。）中「県費負担教職員の特殊勤務手当」を

「多学年学級担当業務従事職員の特殊勤務手当」に改める。

第三十一条第二項中「二百五十円」を「三百円」に、「二百円」を「二百四十円」に改める。

第五十条を第五十一条とし、第四十九条を第五十条とし、第四十八条の次に次の一条を加える。

（公立学校特殊業務従事職員の特殊勤務手当）

第四十九条 公立学校特殊業務従事職員の特殊勤務手当は、公立学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものが非常災害時等の緊急業務、児童若しくは生徒を引率して行なう指導業務又は入学試験における

る受験生の監督等の業務で人事委員会規則で定めるものに従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき千五百円をこえない範囲内において、その業務の内容に応じ、人事委員会規則で定める額とする。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、昭和四十六年五月一日から、第三条の規定による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例(以下「改正後の特勤条例」という。)第三十一条の規定は、昭和四十六年九月一日から、第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定及び改正後の特勤条例の規定(第三十一条を除く。)は、昭和四十七年一月一日から適用する。

(特定の職務の等級の切替え)

3 昭和四十六年五月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者の属する職務の等級が医療職給料表(一)の一等級である職員の切替日における職務の等級は、人事委員会の定めるところにより、特一等級又は一等級とする。

(特定の号給の切替え等)

4 前項の規定により切替日における職務の等級が特一等級となる職員の場合、切替日における号給は、人事委員会が定める号給とし、前項の規定によ

り切替日における職務の等級が一等級となる職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者の受ける号給と同じ号給とする。

5 前項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の職員の給与に関する条例第四条第六項の規定の適用については、切替日の前日においてその者の受ける号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間)を切替日における号給を受ける期間に通算する。

6 切替日の前日においてその者の受ける号給(以下「旧号給」という。)が附則別表の旧号給欄に掲げられている号給である職員(以下「特定号給職員」という。)のうち、旧号給が同表の期間欄に期間の定めのない号給である職員及び旧号給が同欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間を増減した期間。以下同じ。)が同欄に定める期間に達しているものの切替日における号給は、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給とする。

7 特定号給職員のうち、旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのある号給である職員で切替日において旧号給を受けていた期間が同欄に定める期間に達していないものは、昭和四十六年七月一日、同年十月一日又は昭和四十七年一月一日のうち、切替日から起算して同欄に定める期間と切替日において旧号給を受けていた期間との差に相当する期間を経過した日以後の直近の日に、旧号給に対応する同表の新号給欄に定める号給を受けるものとし、その者の切替日から当該直近の日の前日までの間における給料月額、旧号給に対応する同表の暫定給料月額欄に定める額とする。

8 附則第六項の規定により切替日における号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の給与条例第四第六項の規定の適用については、旧号給を受けていた期間（旧号給が附則別表の期間欄に期間の定めのある号給である職員にあつては、旧号給を受けていた期間から当該旧号給に対応する同欄に定める期間を減じた期間）を切替日における号給を受ける期間に通算する。

(最高号給等の切替え等)

9 切替日の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給をこえる給料月額を受ける職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会が定める。

(切替期間における異動者の号給等)

10 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち人事委員会の定める職員の改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。この場合において、その給料月額が附則別表の暫定給料月額欄に定める額とされた職員の当該給料月額を受けることがなくなつた日における号給は、人事委員会が定める。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

11 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び人員委員会の定めるところに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受

けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

(旧号給等の基礎)

12 附則第三項から前項までの規定の適用については、改正前の給与条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、同条例及びこれに基づく人事委員会の定めに従つて定められたものでなければならぬ。

(改正後の給与条例第四条の適用の経過措置)

13 改正後の給与条例第四条の規定の切替日から昭和四十六年十二月三十一日までの間における適用については、同条第三項中「号給」とあるのは「号給又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和四十七年三月鳥取県条例第一号）附則別表の暫定給料月額欄に定める給料月額（次項において「暫定給料月額」という。）」と、同条第四項中「号給」とあるのは「号給又は暫定給料月額」とする。

14 附則別表の暫定給料月額欄に定める給料月額を受ける職員に関する改正後の給与条例第四第七項の規定の切替日から昭和四十六年十二月三十一日までの間における適用については、人事委員会が定める。

(給与の内払)

15 改正前の給与条例の規定及び第三条の規定による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて切替期間に職員に支払われた給与は、改正後の給与条例の規定及び改正後の特勤条例の規定による給与の内払とみなす。

附則別表

給料表	職務の等級	旧号給	新号給	期間	暫定給料月額	
				月	円	
行政職給料表	7等級	1	2			
		2	3			
		3	4			
		4	5			
		5	6	3	35,600	
		6	7	6	36,800	
		7	8	9	38,100	
公安職給料表	4等級	1	2	3	40,200	
		2	3	6	41,600	
		3	4	9	43,000	
	5等級	1	2			
		2	3			
		3	4			
		4	5	3	40,200	
		5	6	6	41,600	
		6	7	9	43,000	
	教育職給料表(一)	2等級	1	2	9	41,000
		3等級	1	2		
			2	3		
3			4			
4			5	3	36,800	
5			6	6	38,300	
6			7	9	39,900	
教育職給料表(二)		2等級	1	2	3	36,800
			2	3	6	38,900
	3		4	9	41,000	
	3等級	1	2			
		2	3			
		3	4			
		4	5	3	36,800	
		5	6	6	38,300	
		6	7	9	39,900	
研究職給料表	4等級	1	2	3	35,600	
		2	3	6	36,900	
		3	4	9	38,300	
医療職給料表(一)	4等級	1	2	3	35,600	
		2	3	6	37,000	
		3	4	9	38,400	
	5等級	1	2			
		2	3			
		3	4			
		4	5	3	35,600	
		5	6	6	36,800	
		6	7	9	38,100	

16 (人事委員会への委任)
 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し
 必要な事項は、人事委員会が定める。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十七年三月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第二号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「報酬の月額」を「報酬月額の百分の百二十に相当する額」に改める。

第三条第三項中「給料の月額」を「給料月額百分の百二十に相当する額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和四十六年五月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて昭和四十六年五月一日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

昭和四年四月十五日第三種郵便認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】